## 資料2-3 施設の利用料金と使用料

2025年3月議会質問資料 17番議員 田中紀子 大綱2中項目(4)小項目①関連資料

## 利用料金と使用料

木更津市金田地域交流	(利用料金)第12条				
センターの設置及び管	3利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める金額の範囲内において、				
理に関する条例	あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。				
11-130 3 6314133	4 利用料金は、指定管理者の収入とする。				
   木更津市健康増進セン	(利用料金) <b>第13条</b>				
ターの設置及び管理に	2 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長				
関する条例	2 利用料金の領域、別表に定める金額の範囲内にあいて、あらかしめ申長 の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。				
因する本門	4 利用料金は、指定管理者の収入とする。				
	4 利用料金は、指定管理者の収入とする。 (利用料金)第16条				
ヤンターの設置及び管	3 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市				
	長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。				
理に関する条例					
ナ西海士口の始の元男	4 利用料金は、指定管理者の収入とする。				
木更津市民会館の設置	(利用料金)第16条				
及び管理に関する条例	2 利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める金額の範囲内におい				
	て、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。				
	3 利用料金は、指定管理者の収入とする。				
木更津市地域交流拠点	(利用料金)第13条				
施設の設置及び管理に	2 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市				
関する条例	長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。				
	3 利用料金は、指定管理者の収入とする				
木更津市立公民館設置	(使用の許可及び使用料等)第9条				
及び管理運営条例	公民館を使用しようとするものは、教育委員会の許可を受けなければなら				
	ない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。				
	2 前項の規定により、使用の許可を受けたもの(以下「使用者」とい				
	う。)は、別表第1から別表第 15 までに定める使用料を規則で定めるとこ				
	ろにより納付しなければならない。				
木更津市営体育施設の	(使用料)第 15 条				
設置及び管理に関する	使用者は、別表第1から別表第5までに定める額の使用料を納付しなけれ				
条例	ばならない。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端				
	数を切り捨てるものとする。				
木更津市民総合福祉会	(使用料) <b>第 15 条</b>				
館の設置及び管理に関	会館を使用しようとする者は、別表に定める額の使用料を納付しなければ				
する条例	ならない。				
	2 前項の規定にかかわらず、規則で定める福祉団体等が使用する場合の				
	使用料は、無料とする。				
<u> </u>					